

改正案	現行
<p>（説明書類の縦覧を開始するまでの期間）</p> <p>第十六条の十七 法第四十六条の四及び第四十七条の三に規定する政令で定める期間は、四月とする。ただし、外国法人又は外国に住所を有する個人である金融商品取引業者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後四月を経過した日から説明書類（法第四十六条の四又は第四十七条の三に規定する説明書類をいう。）を備え置き、公衆の縦覧に供することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。</p> <p>（外国法人等に対する事業報告書の提出期限に関する特例）</p> <p>第十六条の十八 法第四十九条第一項の規定により読み替えて適用する法第四十六条の三第一項並びに法第四十九条第三項の規定により読み替えて適用する法第四十七条の二及び第四十八条の二第一項に規定する政令で定める期間は、三月とする。ただし、外国法人若し</p>	<p>（説明書類の縦覧を開始するまでの期間）</p> <p>第十六条の十七 法第四十六条の四（法第四十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四十七条の三に規定する政令で定める期間は、四月とする。ただし、外国法人又は外国に住所を有する個人である金融商品取引業者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度（同項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、当該規定により読み替えられた法第四十六条の四に規定する期間）経過後四月を経過した日から説明書類（法第四十六条の四（法第四十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四十七条の三に規定する説明書類をいう。）を備え置き、公衆の縦覧に供することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。</p> <p>（外国法人等に対する事業報告書の提出期限に関する特例）</p> <p>第十六条の十八 法第四十九条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十六条の三第一項並びに法第四十九条の二第四項の規定により読み替えて適用する法第四十七条の二及び第四十八条の二第一項に規定する政令で定める期間は、三月とする。ただし、外国</p>

くは外国に住所を有する個人である金融商品取引業者又は外国法人である登録金融機関が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

(特別金融商品取引業者の親会社に係る書類の提出期限)

第十七条の二の三 (略)

2 (略)

3 法第五十七条の二第五項に規定する政令で定める期間は、一月(四半期報告書その他の当該期間内に提出することが困難である書類として内閣府令で定めるものにあつては、三月)とする。ただし、特別金融商品取引業者の親会社が外国会社である場合において、当該特別金融商品取引業者が、当該親会社の本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、四半期(法第四十六条の六第三項に規定する四半期をいう。)経過後三月以内に当該書類を提出することができないと認められるときは、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

(最終指定親会社の経営の健全性の状況を記載した書面の届出等に

法人若しくは外国に住所を有する個人である金融商品取引業者又は外国法人である登録金融機関が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度(法第四十九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、当該規定により読み替えられた法第四十六条の三第一項に規定する期間)経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

(特別金融商品取引業者の親会社に係る書類の提出期限)

第十七条の二の三 (略)

2 (略)

3 法第五十七条の二第五項に規定する政令で定める期間は、一月(四半期報告書その他の当該期間内に提出することが困難である書類として内閣府令で定めるものにあつては、三月)とする。ただし、特別金融商品取引業者の親会社が外国会社である場合において、当該特別金融商品取引業者が、当該親会社の本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、四半期(同項に規定する四半期をいう。第十七条の二の十一第三項ただし書において同じ。)経過後三月以内に当該書類を提出することができないと認められるときは、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

(最終指定親会社の経営の健全性の状況を記載した書面の届出等に

係る経過期間)

第十七条の二の十一 (略)

2 (略)

3 法第五十七条の十七第三項に規定する最終指定親会社四半期の末日から起算して政令で定める期間は、四月とする。ただし、外国会社である最終指定親会社が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、同条第二項に規定する最終指定親会社四半期の末日から起算して四月を経過した日から同条第三項の書面を備え置き、公衆の縦覧に供することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

係る経過期間)

第十七条の二の十一 (略)

2 (略)

3 法第五十七条の十七第三項に規定する四半期の末日から起算して政令で定める期間は、四月とする。ただし、外国会社である最終指定親会社が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、四半期の末日から起算して四月を経過した日から同項の書面を備え置き、公衆の縦覧に供することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

二 長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）

改正案	現行
<p>（銀行法を準用する場合の読替え）</p> <p>第五条 法第十七条の規定により銀行法を準用する場合（同法第十二条の三を準用する場合を除く。）においては、同法の規定中「外国銀行代理業務」とあるのは「長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する外国銀行代理業務」と、「所屬外国銀行」とあるのは「長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する所屬外国銀行」と、「第十二条の三十六第一項」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「長期信用銀行代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用銀行代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再受託者」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第二項各号」と、「加入銀行」とあるのは「加入長期信用銀行」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（長期信用銀行法第十六条の八第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。）」と、「苦情処理手続」とあるのは「苦情処理手続（長期信用銀行法第十六条の八第一項に規定する苦情処理手続をいう。）」と、「紛争解決手続」とあるのは「紛争解</p>	<p>（銀行法を準用する場合の読替え）</p> <p>第五条 法第十七条の規定により銀行法を準用する場合（同法第十二条の三を準用する場合を除く。）においては、同法の規定中「外国銀行代理業務」とあるのは「長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する外国銀行代理業務」と、「所屬外国銀行」とあるのは「長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する所屬外国銀行」と、「第十二条の三十六第一項」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「長期信用銀行代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用銀行代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再受託者」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第二項各号」と、「加入銀行」とあるのは「加入長期信用銀行」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（長期信用銀行法第十六条の八第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。）」と、「苦情処理手続」とあるのは「苦情処理手続（長期信用銀行法第十六条の八第一項に規定する苦情処理手続をいう。）」と、「紛争解決手続」とあるのは「紛争解</p>

決手続（長期信用銀行法第十六条の八第一項に規定する紛争解決手続をいう。）と、「銀行業務関連苦情」とあるのは「長期信用銀行業務関連苦情（長期信用銀行法第十六条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連苦情をいう。）」と、「銀行業務関連紛争」とあるのは「長期信用銀行業務関連紛争（長期信用銀行法第十六条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連紛争をいう。）」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法の規定	読み替えられる銀行	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)	(略)
第五十二条の六 十一第二項	銀行等が前項	長期信用銀行等（長期信用銀行法第十六条の七に規定する長期信用銀行等をいう。以下同じ。）が同条	長期信用銀行等（長期信用銀行法第十六条の七に規定する長期信用銀行等をいう。以下同じ。）が同条
	当該銀行等 第三十八条、第四十条、第五十二条の三十八、第五十二 三項及び第三 三項	第三十八条	第三十八条
	第五十二条の四十三		第五十二条の四十三から第

決手続（長期信用銀行法第十六条の八第一項に規定する紛争解決手続をいう。）と、「銀行業務関連苦情」とあるのは「長期信用銀行業務関連苦情（長期信用銀行法第十六条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連苦情をいう。）」と、「銀行業務関連紛争」とあるのは「長期信用銀行業務関連紛争（長期信用銀行法第十六条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連紛争をいう。）」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法の規定	読み替えられる銀行	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)	(略)
第五十二条の六 十一第二項	銀行等が前項	長期信用銀行等（長期信用銀行法第十六条の七に規定する長期信用銀行等をいう。以下同じ。）が同条	長期信用銀行等（長期信用銀行法第十六条の七に規定する長期信用銀行等をいう。以下同じ。）が同条
	当該銀行等 第三十八条、第四十条、第五十二条の三十八、第五十二 三項及び第三 三項	第三十八条	第三十八条
	第五十二条の四十三		第五十二条の四十三から第

2 4	(略)			
	(略)	第九章及び第十章	第五十六條(第十一号に係る部分に限る。 )並びに第五十七條の七第二項	から第五十二條の五十六まで(第十六まで
2 4	(略)	同法第二十三條の二から第二十七條まで及び第三十條から第三十二條まで	第五十六條(第十一号に係る部分に限る。 )及び第五十七條の七第二項の規定並びに同法第十六條の五第三項及び第四項	五十二條の五十六まで(第五十二條の四十五の二を除く。 )及び同法第十七條の二
	(略)			
2 4	(略)			
	(略)	第九章	第五十六條(第十一号に係る部分に限る。 )並びに第五十七條の七第二項	から第五十二條の五十六まで(第十六まで
2 4	(略)	同法第二十三條の二から第二十七條まで	第五十六條(第十一号に係る部分に限る。 )及び第五十七條の七第二項の規定並びに同法第十六條の五第三項及び第四項	五十二條の五十六まで(第五十二條の四十五の二を除く。 )及び同法第十七條の二
	(略)			



「事業年度」とする。

3 前項の場合において、第一条の規定による改正後の金融商品取引法施行令第十六条の十七及び第十六条の十八の規定の適用については、同令第十六条の十七ただし書及び第十六条の十八ただし書中「事業年度」とあるのは、「事業年度又はみなし事業年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。）」とする。